

2024年7月5日

お客さま各位

西日本シティ銀行

普通預金・貯蓄預金 共通規定の改定について

平素より、当行をご利用いただき誠にありがとうございます。

当行は、「普通預金・貯蓄預金 共通規定」を改定しますので、お知らせします。

記

1. 改定内容

対象となる規定	改定前	改定後
普通預金・貯蓄 預金 共通規定	17. 未利用口座管理手数料 (1) (中略) (2) (中略) (3) (中略) (4) (中略) (5) (中略)	17. 未利用口座に関する取扱 (1) (中略) (2) (中略) (3) (中略) (4) (中略) (5) (中略) (6) 預金者が本項(2)に定める案内書 面を受領した後において未利用口座の解 約を希望し、かつ当行が当該未利用口座の 解約を認めた場合、第12条の規定によら ず、当行所定の方法により当該未利用口座 を解約できるものとします。

2. 改定日

2024年7月5日(金)

※ 改定後の普通預金・貯蓄預金 共通規定全文は、当行ホームページ規定一覧から
ご覧いただけます。

＜ホームページ規定一覧＞https://www.ncbank.co.jp/teikei_yakkan/

詳しくはお取引店またはお近くの営業店にお問い合わせください。

以 上